

大阪市立 阪南中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら考え正しく判断し、違いを認め合い共に伸びていこうとする生徒」育成のために「阪南中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① 学校及び職員の責務

…すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

② 未然防止のための取り組み

…いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりのために、人権教育・道徳教育・体験学習・特別活動の充実を図る。

③ 早期発見のための取り組み

…いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話連絡窓口の周知等、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、保護者・地域と連携して生徒を見守り、早期発見に努める。「振り返りシート」の活用。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

① 学習規律の確立についての取り組み

…「学校は勉強をするところであること」を意義づけし、教職員が同じ方針で指導にあたる。

○時間を守る…チャイム着席、登校時間、行事などの集合時間 など

○礼を正す…（服装）定期的な風紀検査、登下校時での呼びかけ など

（あいさつ）登下校時、授業の始まりと終わり など

- ②「わかる授業」づくりについての取り組み
 - TT や習熟度別少人数授業など、個に応じた指導の推進に努める。
- ③指導力の向上に関する取り組み
 - 2学期に教職員による相互参観の期間を設け、教職員の評価を得る。
 - 授業参観を年2回程度実施し、教職員の評価を得る。

(2) 自己有用感を高めるために

- ①生徒一人一人が活躍できる活動を充実させるための取り組み
 - 生徒会活動…生徒会新聞、全校集会の運営、行事の企画・運営 など
 - 委員会活動…学年集会の司会や運営、各種委員会での取り組み など
 - 高等学校による出前授業
- ②人とのつながりを感じることでできる集団づくりを充実させるための取り組み (昨年度)
 - キャリア教育…高校体験学習 (2年 12月)
 - 校外学習…一泊移住 (1年は実施していない) 遠足 (2年 5月)
 - 生徒会活動…朝のあいさつ運動 (毎日)、校門付近の花の植替え
 - 部活動…部長会議 (適宜)

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ①道徳教育や学級活動の充実を図る取り組み
 - 道徳の時間などを通して、道徳的判断力や仲間づくりに関する意識を高める。
 - 日常の学級活動の時間を重視し、他人を思いやる心や人権意識を高揚させ、「いじめ」をしないという人間性豊かな心を育てる。
- ②命の大切さや互いに思いやることの大切さを実感することができる取り組み
 - 「生命の誕生〈性教育〉」(2年)、「薬物乱用防止教室」(2年)、「交通安全教室」(1年)、「スマホ・ネット安全教室」(全学年)
- ③「傍聴者」もいじめに加担していることを認識させるための取り組み
 - …学級・学年・学校全体で生徒同士が行動の間違いを指摘し合える環境をつくる。
 - 1週間の「振り返りシート」を毎週実施し、自分自身の生活や行動、他人のことで気になることを書かせる。※「よかったところ」も活用する。
- ④「いじめ・いのちについて考える日」の取り組み
 - 全校集会において学校長が講話を行う。
 - 生徒会が作成したアンケート等を実施する。それをもとに生徒会だよりなど作成し、いじめについて全校生徒に考えさせる。

4. いじめの早期発見についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1) 生徒観察の充実と情報把握についての取り組み

…日頃から生徒の家庭環境や交友関係など、生徒が示すささいな変化や生活実態をきめ細かく把握し、いじめのサインを見逃さないように注意する。

- ①教育相談（1・2学期はじめの約1週間）の期間を設ける。
- ②休み時間の巡回、登下校時の指導を充実させる。
- ③毎週1回、振り返りシートを書かせる（タブレット入力）。（担任が確認する）
（内容）今週うれしかったこと、がんばったこと、何か気になること、
友だちのよかったところ など
- ④アンケート調査を活用する。

(2) 情報共有・行動連携についての取り組み

…気になる変化が見られた、気になる行為があった等の場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を記録する。さらにその情報を確実に全職員で共有し、学校全体で組織的に対応する。

- ①教職員は生徒の変化のようすを必ず記録する。
- ②各学年の生活指導部代表者で会議（週1回）を行い、情報の共有を行う。
- ③いじめ防止対策委員会を定期的に関き、情報の共有を行う。

(3) 相談機能の充実

…生徒が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努める。

- ①スクールカウンセラーや養護教諭、SSWとの連携を効果的に行う。
- ②生徒が安心して相談できるように、スクールカウンセラーの存在についての話や相談室の整備などを行う。

(4) 保護者・地域との連携

- ①懇談会や保護者アンケート、生活指導通信等を活用し、家庭で気になる点があれば保護者からの連絡や相談ができる体制を整える。
- ②PTA実行委員会や地域との連絡を密にし、登下校時や休業日、夜間における生徒の状況の把握に努める。

(5) 校外相談機関との連携

大阪市こども相談センターの教育相談や24時間いじめ相談ダイヤルなど、校外の関係諸機関の利用方法を生徒・保護者に周知し、必要に応じて活用できることを啓発していく。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り、**個人の尊厳の回復**に努めるとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) 実態把握

…いじめがあると思われる事案について、その事実を正確に把握して、指導体制、方針、役割分担を明確にする。

- ①当該生徒ならびに周囲の生徒から個別に事情を聞きとる。
- ②教職員で情報を共有して、その事実の全体像を把握する。
- ③指導方針の共通理解のもと、生徒、保護者に対応し、事案に応じて教育委員会、関係諸機関と連携をとる。

(2) 生徒・保護者への対応

- ①当該生徒ならびに周囲の生徒から、当時の状況や気持ちについて十分に聞き取る。
- ②被害生徒からは不安を取り除き、共感的に受け止める。
- ③いじめは非人道的な行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ④それぞれの保護者には、事実関係やお互いの生徒の気持ち、今後の指導方針・相談体制等を伝える。
- ⑤それぞれの保護者・生徒には、以後の対応の経過報告を継続的に行う。

(3) 周囲の生徒への指導、集団への働きかけ

…当該生徒の問題にとどめず、生徒の個人情報等、プライバシーには十分留意した上で、学級及び学年、学校の問題として全体へ話をする場を設け、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取り組みを進める。

(4) ネット上でのいじめについて

…ネット上での不適切な書き込み等について、当該生徒ならびに周囲の生徒から個別に事情を聞き取り、その事実を正確に把握する。そして、被害の拡大を避けるために、ただちに削除する措置をとる。また、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、生徒または保護者からサイト運営事業者に削除依頼を行うなどの措置をとる。

(5) 研修・情報交換

- ①生活指導研修会を行う。(4月・12月)
- ②若手教員に対しての生活指導研修会を行う。
- ③各学年の生活指導部代表者による生徒の情報交換を行う。(週1回)

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

【組織】

○いじめ防止対策委員会（いじめ・不登校対策委員会）

（構成メンバー） 管理職・生徒指導主事・生活指導部長・生活指導部各学年代表者
当該学年主任（事案に応じて、担任・部活動顧問・養護教諭）

- （役割）
- ①いじめの疑いに関わる情報があった場合には、緊急会議を開き、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
 - ②各学期に1回、いじめ防止対策委員会を開き、生徒の問題行動に関わる情報交換とその共有を行う。

○生活指導部代表者会議

（構成メンバー） 生徒指導主事・生活指導部長・生活指導部各学年代表者
養護教諭・特別支援コーディネーター・SSW

（役割） 生徒の問題行動に関わる情報交換とその共有を行う。

【調査等】

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 生徒対象いじめアンケート調査 | 年3回（7月・12月・2月） |
| ②保護者対象いじめアンケート調査 | 年2回（7月・12月） |
| ③振り返りシート | 週1回（毎週末） |
| ④学級担任と生徒による教育相談 | 年2回（4月・9月） |

【研修会・連絡会】

- ① 生活指導研修会（4月・12月）
- ②若手教員に対しての生活指導研修会
- ③いじめ防止対策委員会

(2) 保護者や地域・関係機関との連携

- ①保護者へアンケートを行う。（7月・12月）
- ②ホームページ・学校だより・生活指導通信などによる情報発信・啓発を定期的に行う。
- ③スクールカウンセラーと積極的に連携をとる。
- ④事案が発生した場合は、速やかに学校協議会会長に連絡し、協力体制を整える。
- ⑤阿倍野警察・大阪市南部こども相談センター・中央サポートセンターとの情報交換を密に行う。

(3) 取り組み内容の検証

- ①PDCA サイクルの活用や「運営に関する計画」との関連
○取り組み内容を検討し、常に内容を改善していく。
- ②取り組み評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法
○教職員及びPTA 実行委員会に、取り組み評価アンケートを実施する。
○学校評議会やPTA 実行委員会で意見を聞き、取り組み方法の工夫改善を行う。

7. 重大事案への対処

『生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い』『相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い』等があった場合、本校では以下のような対処を行う。

- ①被害生徒・加害生徒への事実確認を行う。
- ②速やかに大阪市教育委員会へ連絡する。
- ③警察などの関係機関へ連絡する。
- ④本校のいじめ防止対策委員会、もしくは外部の調査組織を設置し、事実関係の詳細を明確にし、指導方針を決定する。
- ⑤被害生徒および保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥警察など関係機関と連携をして、加害生徒への指導を行う。
- ⑦大阪市教育委員会へ報告する。

※ いじめ発見の際の流れ

